

[104]九大法学表紙奥付等

<https://hdl.handle.net/2324/22909>

出版情報：九大法学. 104, 2012-02-23. 九大法学会
バージョン：
権利関係：

「中国会社法における株主代表訴訟制度の現状と課題（一）」

— アメリカ法との対比をふまえて —

お詫びと訂正

本論文の記述の中に、すでに前稿で検討したことが含まれていたことに加え、不適切な注の付け方があり、関係各位にご迷惑をおかけしました。深くお詫びし、訂正いたします。

一、一二八頁の注(107)を一二九頁二行目の「場合である」の「る」の右に移す。

一、一二八頁一七行の「①問題と……」→一二九頁二行「……場合である」を「①訴えられた行為が会社の権利能力外の場合、②構成員の個人的ないし私的権利が侵害された場合、③問題の行為が株主総会の特別多数決によってのみ承認(affirmation)されうる場合、および、④不正行為者が会社を支配する場合において問題の行為が少数派に対する詐欺的行為(fraud on the minority)に該当する場合」である。」に改める。

一、一二九頁の四行目の「学説では株主代表訴訟が認容される場合が限定的であるとして、従来から批判が強かった。」を「高橋によれば、「学説では株主代表訴訟が認容される場合が限定的であるとして、従来より批判が強かった。」に改める。

一、一三七頁の注(170)を一三七頁一二行目の「ことである」の「る」の右に移す。

一、一四一頁の注(103)の冒頭に「高橋・前掲注(17)二二四頁、周・前掲注(5)十一頁、吉本健一「イギリス会社法における株主代表訴訟——Foss v. Harbottleのルールの形成と展開」奥島孝康教授還暦記念論文集編集委員会編『比較会社法研究 奥島孝康教授還暦記念 第一巻』(成文堂、一九九九年)三七頁によれば、「を追加する。

一、一四二頁の注(104)の「5 Paige Ch. 607 (N.Y.1836)」を「周・前掲注(5)九頁を参照した。たとえば、5 Paige, Ch.

607 (N.Y.1836) がその一例であると考えられる。」に改める。

一、一四一頁の注(107)の「その四つの例外の翻訳は、川島いづみ「イギリス会社法における株主代表訴訟の展開」奥島孝康教授論文集編集委員会編『比較会社法(第一巻)』(奥島孝康教授還暦記念)、(成文堂、一九九九年)五〇頁参照。」を「川島いづみ「イギリス会社法における株主代表訴訟の展開」奥島孝康教授還暦記念論文集編集委員会編『比較会社法研究奥島孝康教授還暦記念 第一巻』(成文堂、一九九九年)五〇頁以下。」に改める。

一、一四一頁の注(109)の冒頭に「高橋・前掲注(17)二一八頁。同二二四頁注(9)では、以下の文献が紹介されている。」を追加する。

一、一四四頁の注(145)の冒頭に「高橋・前掲注(17)一三〇頁注(3)によれば、」を追加する。

一、一四四〜一四五頁の注(148)(149)(150)(151)の最後に「周・前掲注(5)三八頁以下、高橋・前掲注(17)一二〇頁以下を参照した。」を追加する。

一、一四六頁の注(174)の「弁護士が成功報酬を目当てとして、大企業の企業運営について口をはさむ糸口を探し出し、株主に対して、成功報酬を前提として訴訟提起を勧誘する

ケースがよくみられる。八代英輝『米国ビジネスハンドブック』(中央経済社、二〇〇三年)一〇九頁。」を「高橋・前掲注(17)一三四頁。八代および高橋によれば、弁護士が成功報酬を目当てとして、大企業の企業運営について口をはさむ糸口を探し出し、株主に対して、成功報酬を前提として訴訟提起を勧誘するケースがよくみられる。八代英輝『日米比較でわかる米国ビジネス法実務ハンドブック』(中央経済社、二〇〇三年)一〇九頁、高橋・前掲注(17)一六〇を参照した。」に改める。

一、一四六頁の注(177)の最後に「高橋・前掲注(17)一六〇頁注(77参照)。」を追加する。

一、一四七頁の注(184)の最後の「また、高橋・前掲注(17)、一五二頁。」を「高橋・前掲注(17)一五二頁、一六六頁注(82)参照。」に改める。

潘 秀麗